

「外務員の登録等に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 1及び2 (略)</p> <p><u>3 本協会は、前二項の規定による処分をしようとするときは、当該外務員の所属する会員に通知し、弁明の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>4 本協会は、前項の規定による弁明の手続を行った上で、外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該会員に通知する。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項若しくは第2項又は仲介業者規則第21条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>6 会員は、第1項又は仲介業者規則第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>(不服の申立て)</u></p> <p><u>第6条の2 前条第4項の通知を受けた会員は、当該通知が到達した日から10日以内に、定款第41条の2に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p><u>(細則への委任)</u></p> <p><u>第6条の3 第6条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>第7条～第19条 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成29年6月〇日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 1及び2 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 本協会は、前二項の規定により外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該会員に通知する。</u></p> <p><u>4 会員は、第1項若しくは第2項又は仲介業者規則第21条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項又は仲介業者規則第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条～第19条 (略)</p>